

## 令和6年度使用教科用図書採択検討部会（第1回）議事録

- 1 日 時 令和5年5月16日（火）15:30～16:00
- 2 場 所 生涯学習センターけやき 4階 第2会議室
- 3 参加者 \*小田原市教科用図書採択検討部会の委員…8名  
菴原 晃、磯辺 和彦、安多 寿子、永山 健治、  
浅川 俊樹、高橋 正憲、土井 智香子、山田 智明  
\*事務局…4名  
中山 晋（教育指導課長）、松室 裕（教職員担当課長）  
鈴木 孝宗（教育指導課指導主事）、津田 裕子（教育指導課指導主事）  
\*傍聴者…2名

### 4 議 事

#### ◆進行（中山 晋）

- ・みなさま、こんにちは。

ただ今より、令和6年度使用教科用図書採択のための第1回小田原市教科用図書採択検討部会を開催いたします。

- ・初めに、小田原市 柳下 正祐（やぎした まさひろ）教育長よりご挨拶申し上げます。

#### ◆挨拶（柳下 正祐 教育長）

- ・みなさま、こんにちは。本日はご多用の中お集まりいただきありがとうございます。

はじめに、本日ご参加の皆様におかれましては、日頃より、本市の子供たちの健やかな成長のために、様々な形でご尽力頂いておりますことに、感謝申しあげます。

- ・さて、新型コロナウイルスの猛威が襲いかかってきた、およそ3年間。長く感染対策や対応に注力しなければならない状況が続いておりましたが、5月8日の感染症法上の位置付けの変更をもって一定の区切りを迎え、各学校では、仲間や地域との関わりのほか、子供たち自身が体験する学びや学習活動がコロナ禍を経て充実・発展して再開されることで、本市の教育指導の重点に置く「社会力」の育成につながっていくものと期待します。

- ・今年度は、新たに策定にした教育振興基本計画との関連や、学習指導要領の要点「主体的・対話的で深い学びの実現」や「カリキュラム・マネジメントの充実」という視点のほか、この4年間の使用実績を踏まえた検討が必要となります。
- ・この度、小学校においては、11教科13種目149点が合格し、文部科学省が発行する教科書目録に掲載されており、その中から小田原市の小学生にふさわしい教科書を採択することになります。
- ・今回から、デジタル教科書などICT活用の視点からも調査研究いただくなど、皆様にはご負担をおかけいたしますが、どうか学校現場や保護者の皆様の忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。
- ・教科書採択の権限は、市の教育委員会が有しておりますが、採択事務が公正かつ適正に行われるようご協力いただくこととなりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
- ・簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

◆進行（中山 晋）

- ・柳下教育長は公務のため、ここで退席させていただきます。

〈教育長退席〉

- ・それでは、事務局で進めさせていただきます。
- ・まず初めに、本日配付しました資料の確認をいたします。
- ・1枚目が次第、2枚目が開催要項、それ以降は資料1～8でございますが、全てお揃いでしょうか。
- ・それでは、本日の内容を確認させていただきます。次第をご覧ください。初めに担当から、次第の1にございます「小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱について」説明させていただきます。その後、自己紹介及び部会長・副部会長の選出をさせていただきます。
- ・続きまして、次第2、「教科用図書の採択についての説明」として、令和6年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択についてと教科用図書採択方針について、担当からご説明させていただきます。

- ・その後、次第3の議事については、部会長にお願いし、教科用図書調査研究の方針について、教科用図書採択日程についての2点をご検討いただくこととなります。どうぞよろしくお願い致します。
- ・それでは、担当より、小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱についてご説明いたします。

◆事務局（鈴木 孝宗）

- ・それでは、私から小田原市教科用採択検討部会設置要綱についてご説明します。資料1をご覧ください。
- ・本日の教科用図書採択検討部会は、この設置要綱に基づいて開催されるもので、小田原市教育委員会が行います教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することが設置の目的です。
- ・組織は第3条のとおりでございますが、部会員の任期は、当該年度の末までの1年となっております。
- ・検討部会には部会長と副部会長を各1名置くこととなりますので、このあと自己紹介をしていただいてから、皆様に決めていただきます。検討部会につきましては、部会員の過半数の出席が必要となり、その議事は出席部会員の過半数で決定されます。
- ・なお、本日は小田原市PTA連絡協議会代表の阿部様にご欠席ですが、定足数は満たしていますので、本検討部会は成立しております。
- ・また、第6条のとおり、この検討部会のもとに、調査会を設置することができます。
- ・裏面をご覧ください。調査研究については、足柄下採択地区協議会と協力して行うこととなります。
- ・部会員及び調査員は教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者を持って充てるとされておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

◆進行（中山 晋）

- ・ただ今の説明につきまして、ご質問はございますでしょうか。

⇒特になし

- ・続いて、部会員の皆様から自己紹介をお願いいたします。要項の裏面に名簿がありますので、名簿順をお願いします。

⇒（小学校長会長から名簿順に自己紹介 続いて事務局自己紹介）

- ・ありがとうございました。それでは、部会長・副部会長の選出にうつります。
- ・皆様の中から部会長・副部会長をお選び頂きたいのですが、如何いたしましょうか（間）。事務局の案としましては、部会長として小田原市小学校長会長の菴原校長先生、副部会長に小学校教育研究会長の安多校長先生を推薦いたします。いかがでしょうか。

（間） ご承認いただければ、拍手をお願いします。

（全員拍手）

⇒部会長・菴原校長先生、副部会長・安多校長先生に決定

- ・では、部会長を菴原校長先生、副部会長を安多校長先生をお願いすることにいたします
- ・それでは、ここで、部会長の菴原校長先生からご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

#### ◆挨拶（菴原 晃）

- ・部会長を務めます菴原です。どうぞよろしくお願いします。

教科用図書採択検討部会は、本日と7月の2回行われる予定です。部会員の皆さんには、それぞれの立場で、ご意見をいただければと思いますが、公正な立場かつ適正な視点に立ち、慎重な協議をよろしくお願いいたします。

- ・簡単ではありますが、以上でございます。

#### ◆進行（中山 晋）

- ・菴原部会長ありがとうございました。
- ・それでは、次第の2にうつります。始めに、（1）令和6年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、事務局の説明をお願いします。

#### ◆事務局（鈴木 孝宗）

- ・それでは、資料にもとづいて説明させていただきます。

- ・まず、資料2の「義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」をご覧ください。
- ・教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することですが、その権限は、公立学校については、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第21条第6号の規定により、所管の教育委員会に属します。
- ・採択の方法は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』によって定められています。
- ・では、図をご覧ください。
  - ①発行者は、検定を経た教科書を文部科学大臣に届け出ます。
  - ②文部科学大臣は、届出のあった教科書の目録を作成し、都道府県の教育委員会を通じて、採択地区内の市町村教育委員会と国立私立学校に送付します。
  - ③あわせて発行者から教科書の見本が都道府県や市町村の教育委員会に送付されます。
  - ④都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者である市町村教育委員会に指導・助言・援助をすることになっています。都道府県教育委員会は教科用図書選定審議会を設置し、この審議会が、調査・研究を行うための調査員を教科ごとに委嘱しています。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究をもとに選定資料を作成し、
  - ⑤それを市町村教育委員会に送付することにより助言を行います。
  - ⑥また、都道府県教育委員会は、6月から7月にかけて、今年は、6月27日から7月14日になりますが、小田原合同庁舎2階 2FG会議室において「教科書展示会」を行います。
  - ⑦採択権者である市町村教育委員会は、県から送られてくる選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で教科書を採択します。
- ・今回の採択では、小学校においては、11教科13種目、計149点が検定に合格し、文部科学省の教科書目録に掲載されており、見本本として教育委員会に届いております。中学校においては、新たに教科書目録に掲載されるものはございません。
- ・次に資料3をご覧ください。「令和6年度使用教科用図書採択までの流れ」が神奈川県

と小田原市の流れとなっております。採択権者は小田原市教育委員会となります。先月4月27日の教育委員会定例会におきまして「採択基本方針」の議決がなされました。その上で、本日、第1回教科用図書採択検討部会を開催しております。

- ・先ほどご説明したとおり、検討部会のもとに調査会を設置できることから、事務局では、今後第2回の検討部会の開催までに、教科書の調査研究のために調査会を設置します。調査会は足柄下郡と合同で実施をいたしますので、各教科の調査員を2名から4名委嘱することとします。
- ・第2回の検討部会では、調査員による教科書の調査研究の報告があり、その報告について検討部員の皆様からご意見を頂く予定です。
- ・ここで、資料4をご覧いただきたいと思います。
- ・資料の一番後ろにございます「小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期」をご覧ください。今年度は、小学校で令和6年度から使用する教科書の採択年度となっております。皆様には、教職員や保護者のお立場から、本市の児童にとって適切であるかどうかという視点でのご意見をお願いしたいと思います。
- ・最終的に教育委員会の定例会で、採択されますが、教育委員の皆様が採択するうえでの判断資料となりますのが、まず、神奈川県教育委員会から送付される選定資料、次に検討部会による調査研究の報告、検討部会の皆様のご意見、そして教育委員の皆様独自の研究によるものとなります。
- ・説明は以上です。

◆進行（中山 晋）

- ・只今の説明に、何かご質問やご意見がございますか。  
⇒特になし
- ・次に移ります。（2）教科用図書採択方針について、事務局から説明をお願いします。

◆事務局（鈴木 孝宗）

- ・続きまして、（2）教科用図書採択方針についてご説明します。
- ・小田原市の採択方針の説明の前に、まず、資料5「神奈川県教育委員会の令和6年度義

務教育諸学校使用教科用図書採択方針」1枚目をご覧ください。こちらが、神奈川県  
採択方針です。2枚目下段以降、この採択方針を踏まえたうえでの、教科用図書採択基  
準等となっております。

- これらの県の方針等を受け、資料6「小田原市の教科用図書採択方針」を作成いたしま  
した。この方針は、4月27日の教育委員会定例会で協議し、議決したものです。今後こ  
の方針に基づいて採択を進めていくこととなりますので、この場で確認をさせていただ  
きます。方針を読み上げる形で説明とさせていただきます。

- 令和6年度使用教科書の採択方針

- 1 基本的な考え方

- (1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「令和6年度使用小学校教科用  
図書調査研究の観点」、「令和6年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及  
び小田原市教科用図書採択検討部会の「答申」等を踏まえて採択する。なお、中学校用  
教科用図書については、令和4年度採択と同一のものを採択する。

- (2) 公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択  
を行う。

- (3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

- 2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登  
載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法附則第9条の規定による教  
科用図書を除く。

- (1) 小学校教科用図書

「教科書目録」に記載されているもののうちから採択する。

- (2) 中学校教科用図書

令和4年度採択と同一のものを採択する。

- ・（3）小学校及び中学校の特別支援学級用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。

- ・説明は以上でございます。

◆進行（中山 晋）

- ・今の説明に、何かご質問やご意見がございますか。

⇒特になし

- ・それでは、次第の2「教科用図書の採択についての説明」は以上です。
- ・続きまして、次第の3にうつります。ここからは、議事となりますので、部会長に進行をお願いします。どうぞよろしくをお願いします。

◆部会長（菴原 晃）

- ・それでは議事に入ります。（1）教科用図書調査研究の方針について、事務局から説明をお願いします。

◆事務局（鈴木 孝宗）

- ・それでは、資料7「教科用図書調査研究の方針」をご覧ください。こちらについて説明します。

- ・1 調査研究資料の作成

- ・（1）小田原市教科用図書採択検討部会設置要綱第6条により、調査研究のための資料作成を調査員に委嘱する。

- ・（2）調査会は、種目ごとの教科用図書を教科用図書調査研究の観点に基づいて調査研究し、採択検討部会等での協議に必要な資料を作成し、報告する。また、学校、児童・生徒、地域等の特性も十分考慮するものとする。

- ・（3）調査員による調査研究の方法は、記述方式とし、他の教科用図書との比較が公正かつ適正にできるようにするために、「配慮されている点」「工夫されている点」「優れている点」等のよさや特徴を明確にしかも具体的に記載するようにする。

- ・2 資料に基づく協議

- ・（１）採択検討部会において、調査員主任は、調査内容について検討部会で報告、説明を行う。その際、調査会は、各種目の発行者ごとに、調査内容をまとめる。
- ・（２）採択検討部会の資料は、調査会の資料の他に、学習指導要領、県教育委員会の資料とする。
- ・（３）採択検討部員は、種目ごとの報告が１の（２）と（３）を十分踏まえたものかどうかを検討するとともに、採択検討部員としての意見を述べる。

・ 3 小田原市教育委員会への報告

- ・採択検討部会は、教育委員会へ次の報告をする。

（１）調査会の資料 （２）採択検討部員の意見 （３）県教育委員会資料

- ・ 4 は調査研究のすべての教科種目にわたっての観点を示しております。その他に各教科種目の観点は県からの通知に記されているものに準じております。
- ・ この「教科用図書調査研究の方針」について、お諮りしたいと思います。

◆部会長（菴原 晃）

- ・ 只今の説明に、何かご質問やご意見がございますか。

⇒特になし

- ・ この方針でよろしければ、挙手をお願いします。

⇒賛成多数・全員挙手

- ・ 賛成多数ということで、教科用図書調査委研究の方針について決定いたします。
- ・ 次の議事に移ります。（２）教科用図書採択日程について、事務局から説明をお願いします。

◆事務局（鈴木 孝宗）

- ・ 資料 8 「令和 6 年度使用教科用図書採択のスケジュール」をご覧ください。
- ・ 本日の第 1 回教科用図書採択検討部会のあとは、調査会を 7 月までに 4 回実施いたします。
- ・ 調査会につきましては、既に説明をしておりますが、学校の教員からなる調査員を、各教科 2 名から 4 名委嘱し、教科書の調査・研究を行います。7 月の第 2 回教科用図書採

採択検討部会では、調査会による調査・研究の結果の報告があり、検討部会の皆様には、その報告の内容等についてご協議いただくこととなります。その後、7月、8月の教育委員会定例会及び臨時会で採択という運びとなります。

- ・この「教科用図書採択日程」のうち、検討部会及び調査会の日程について、お諮りしたいと思います。

◆部会長（菴原 晃）

- ・只今の説明に、何かご質問やご意見がございますか。  
⇒特になし
- ・この日程でよろしければ、挙手をお願いします。  
⇒賛成多数
- ・賛成多数ということで、「教科用図書採択日程」について決定といたします。
- ・（3）その他について、事務局から何かありますか。なければ、これで議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

◆進行（中山 晋）

- ・ありがとうございました。予定しておりました内容は以上ですが、担当から連絡がございます。

◆事務局（鈴木 孝宗）

- ・2点お願いします。
- ・1点目は、次回の第2回検討部会の日程についてです。第2回は7月11日（火）の開催となります。開始時刻は14時00分、場所は生涯学習センターけやき第2会議室となります。開始時刻、場所共に本日とは異なりますのでご注意ください。開催通知は改めて送付しませんのでご了承ください。
- ・2点目です。第2回検討部会では、調査会からの研究報告を受け、検討部会の皆様からのご意見をいただきたいと思います。調査会の研究報告と、検討部会での皆様の意見を教育委員会の資料とさせていただきます。
- ・そこで、見本本の全てが教育指導課に、また教科書展示会場にあります。併せて、英語

のデジタル教科書の閲覧方法を後日ご案内いたしますので、皆様ご多用のことと存じますが、お時間の都合つくところでご確認くださいようお願いいたします。

- ・連絡は以上でございます。

⇒連絡について質問なし

◆進行（中山 晋）

- ・本日は、大変ご多用の中ご出席頂きまして、ありがとうございました。それではこれを持ちまして第1回の小田原市教科用図書採択検討部会を終了いたします。本日はありがとうございました。